

第20回 森林総合利用協議会 会議録

(令和元年12月5日掲載)

- 1 日 時 令和元年11月18日(月) 午後3時10分～4時00分
- 2 場 所 北杜市高根町清里3545-1 清里の森 森の音楽堂
- 3 出席者

(1) 委員 (敬称略・50音順)

磯田進、大村義之、木村靖郎、佐藤繁則、中島紫穂、宮澤恭子
望月幹也、湯本光子、横内幸枝

(2) 県

森林環境部 島田林務長、山本次長、金子技監
県有林課 斉藤課長、金丸課長補佐、渡辺土地管理担当課長補佐、
土地管理担当職員(2名)

- 4 傍聴者等の数 1名

- 5 協議会次第

- (1) 林務長挨拶
- (2) 委員及び職員の紹介
- (3) 議事
- (4) 閉会

- 6 会議に付した議題

- (1) 県有林の貸付について
継続貸付(2件)

- 7 議事の概要

【司会】

森林総合利用協議会を開催させていただきます。委員の皆様には、大変お忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本協議会の協議は、審議会等の会議の公開等に関する指針第2条の規定により公開となっており、会議録につきましては、後日、県庁ホームページにより閲覧が可能となります。また、森林総合利用協議会傍聴要領の規定に基づき、協議の傍聴が可能で、本日も傍聴席をご用意しております。

それでは、お手元の「次第」に沿って進めさせていただきますが、協議会に先立ちまして、森林総合利用協議会委員の委嘱について、本来であれば、委嘱状をお一人ずつお渡しすべきところですが、協議時間の制約もございますので、お手元に置かせていただいております。どうかご理解のうえ、ご了承いただけますようお願い申し上げます。

まず、山梨県森林環境部 林務長の島田よりごあいさつ申し上げます。

【林務長】

(あいさつ)

【司会】

次に、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、「次第」「席次表」「県有林の概要等」「資料1」「資料2」、「森林総合利用協議会設置要綱」（別表委員名簿）、「森林総合利用協議会確認事項」の計7種類です。

資料が不足している場合は、お知らせください。よろしいでしょうか。

続きまして、本日、出席いただいております委員の皆様を、ご紹介させていただきます。

（委員を50音順に紹介）

なお、本日欠席されておりますが、山梨県不動産鑑定士協会会長 小川和彦委員、やまなし観光推進機構理事長 鎌田誠一委員、山梨県弁護士会 亀山倫世委員、山梨県市長会会長で都留市長の堀内富久委員、山梨県弁護士会 八巻力也委員にもご就任いただいております。以上、14名の皆様には、本日から2年間の任期で、委員をお願いいたします。

次に、本日出席している県職員を、紹介いたします。

（職員を紹介）

それでは、協議に先立ちまして、座長をお選びいただくわけですが、本協議会では設置要綱第5条により、委員の互選により定めるとありますが、いかがいたしましょうか。

【委員】

木村さんをお願いしたいと思います。

【司会】

ただいま「木村委員を」とのご発言がありましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

（委員同意の声）

皆様に同意をいただいたということで、木村委員、お引き受けいただけますでしょうか。

【木村委員】

了承

【司会】

ありがとうございます。本任期中は、木村委員に座長をお願いいたします。

それでは木村委員、座長席に移動していただき、ご挨拶をお願いいたします。

【座長】

（あいさつ）

早速進めさせていただきます。それでは県からの説明をお願いします。

【土地管理担当課長補佐】

(県有林の概要等及び森林総合利用協議会確認事項に基づき説明)

【座長】

県からの説明が終わりました。何かご質問やご意見がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

【座長】

引き続き、「協議事項1」キープ協会について、県からの説明をお願いします。

【土地管理担当課長補佐】

(資料1に基づき説明)

【座長】

県の方の説明が終わりましたが、何か不明な点、ご質問、ご意見等ございますか。

【座長】

利用状況はどのようになっているのでしょうか。

【土地管理担当課長補佐】

利用状況ですが、キープ協会全体でどのくらいの方が年間来ているか正確な数字は把握できませんが、先ほど見ていただいた清泉寮ですと2018年のデータですが、年間で宿泊しているお客さんは1万4千人ほど、ポール・ラッシュ記念館は年間の入館者数が8千5百人ほどとなっています。それから、聞いたところでは、ソフトクリームの売り上げから、あくまで推定ですがキープ協会全体に来ているお客さんは、年間50万人程度の方が来ていると想定されます。

【委員】

昭和60年に八ヶ岳横断道の北側55ヘクタールが返還になっていますが、そこは以前どういう使われ方をしていたのでしょうか。

【土地管理担当課長補佐】

以前は植樹用地といって、木を植えて育てて収益を得るという目的で貸していました。ただ、道ができて分断されてしまったということと、恐らくキープ協会として植樹用地の管理が難しくなったことで、横断道の南側にいまだに一部植樹用地が残っていますが、北側の部分は全て返還ということになっています。

【委員】

分かりました。

【座長】

所在市町村交付金の金額はいくらなのでしょうか。

【土地管理担当課長補佐】

年間2百35万8千円くらいになります。

【座長】

八ヶ岳自然ふれあいセンターは県営ですか。この部分は面積から外してあるのですか。

【土地管理担当課長補佐】

そうです。以前はキープ協会の貸付地になっていましたが、返還を受けて今は県に使用協議という形で貸しています。キープ協会への貸付面積からは除かれています。

【座長】

分かりました。他にございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、適切に県有林の利用がされており、借地管理上の問題もないということによろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【委員】

質問ではなく参考意見として、先ほどのキープ協会に来ている人数を教えてくださいましたが、北杜市ではここに来ている人数が、色んな所に波及していくと思うので、そういう意味でもかなりの地域貢献をしていると思うので、私は継続で良いと思います。

【座長】

有り難うございました。次に、[協議事項2] 山梨赤十字病院について、県から説明をお願いします。

【土地管理担当課長補佐】

(資料2に基づき説明)

【座長】

県の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。一つ教えてください。非課税の根拠はなんですか。

【土地管理担当課長補佐】

地方税法の348条に、日本赤十字病院は固定資産税の対象とはならないと明記されていますので、非課税となっています。日赤は医療法で公的医療機関という位置づけがなされているので、通常の私的な病院とは違うということになります。

【座長】

分かりました。他にございませんか。病院の利用者数はどうなっていますか。

【土地管理担当課長補佐】

まず職員数ですが、31年の4月1日現在で病院の資料によりますと、正規の医師が33人、臨時で2人、合計35人、事務職で正規が31人、臨時で13名、合計で44名、看護師・助産師等で正規の職員が150人、臨時で25人、合計175人、それ以外に看護助手、福祉職などを含めて正規職員が290人、臨時職員が61人、合計で351ということになっています。

それから、患者数ですが平成29年のデータです。入院患者が72,199人、外来で来ている方が、115,930人と聞いています。

【委員】

地価が違うのは承知していますが、先ほどのキープ協会の貸付面積が238ヘクタールで貸付料が2千万円、赤十字病院5ヘクタールで11百万円とすごく違うのですが、これは固定資産税など色んな問題があるので違うのでしょうか。

【土地管理担当課長補佐】

貸付料の元となる土地価格は地域によって違いますので、貸付料にも差が出てくると理解していただければと思います。

【委員】

貸付の期間ですが、最初は30年3ヶ月で、今回更新で新たに30年間貸し付けるという形ですが、この30年が良いのか、10年が良いのか、50年が良いのか分かりませんが、この30年という長期の貸付の根拠は、建物ですから耐用年数が絡んでいるのでしょうか。

【土地管理担当課長補佐】

貸付に関しては、建物敷の場合は、借地借家法に定められていまして、この法律は平成4年に改正になっていますが、今回の日赤の場合、貸し付ける当初が平成2年ですので、旧借地法に基づいて貸し付けることになっています。この法律の中で、建物敷については30年の貸付期間を設けることという定めになっていて、それに伴って30年としています。

【座長】

よろしいですか。

【委員】

これについては、答えられなくて構いませんが、富士山噴火が危惧されていますが、県有地を一番の弱者的な病院という所に、丁度富士山の真下です、貸すことについて病院側がどのような対応をしているのか、何か聞いていますか。

【土地管理担当課長補佐】

そこまでは、聞いていません。

【委員】

結構です。県も貸し付ける以上は、ある程度そういうところまでを心配しながら、私は貸した方が良いのかなと思ったので、病院ということで避難方法など、県の方でも心配した発言をした方が良いのかなと思ったものですから。

【土地管理担当課長補佐】

分かりました。参考にさせていただきます。

【座長】

どうか御配慮をお願いします。

【座長】

よろしいですか。質問等もないようですので、これで質疑応答を終了させていただきます。協議事項2番につきましても、適切に県有林が利用されており、借地管理上の問題もないということでよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【座長】

ただ今、意義なしとの声がありましたので、これらの意見につきましては会議録に取りまとめ、県有林の総合利用に生かしていただきたいと思います。

以上で、予定された議事は終了しましたが、会議録の取りまとめについては県にお願いし、内容等の確認につきましては、座長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員の同意)

ありがとうございます。これをもって座長の役目を終わらせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

【司会】

座長様、委員の皆様、ありがとうございました。これをもちまして、本日の森林総合利用協議会を終了させていただきます。